



栃木市指令ク第173号

一般廃棄物処理業許可証

住所 茨城県結城市大字結城7188番地
氏名 株式会社結南クリーンセンター
代表取締役 宮田泰信
(法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

令和4年10月24日付けで申請のあつた一般廃棄物処理業については、次のとおり許可
します。

令和4年10月27日 (令和5年12月25日書換)

栃木市長 大川 秀 子



氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	株式会社結南クリーンセンター 代表取締役 宮田泰信
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	茨城県結城市大字結城7188番地
許可の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 法第7条第1項 (一般廃棄物収集運搬業) <input type="checkbox"/> 法第7条第6項 (一般廃棄物処分業) <input type="checkbox"/> 法第7条の2第1項 (変更の許可)
取り扱う一般廃棄物の種類	もやすごみ
収集運搬及び処分の別	一般廃棄物の収集及び運搬 (積替・保管無し)
許可の期間	令和4年10月27日から令和6年10月26日まで
許可の区域	栃木市内
許可の条件	裏面許可条件のとおり

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に栃木市 (市長が代表者となります。) を被告として提起することができます。
(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。) ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。